

東日本大震災への対応

東日本大震災への支援活動

(1) 現地での支援内容

【救命救急支援】震災支援対策室(釜石市)の設置／消防隊／心のケアチーム、放射線技師／水道、下水道技術職員／建築技術職員(応急仮設住宅等) 他

【物資支援】毛布 約21,000枚／乾パン、アルファ化米 約90,000食／ペットボトル 約45,000本 他

【職員派遣総数】1,819名(うち活動中13名[平成23年10月26日時点])

(2) 大阪市内での住宅の提供等

①市営住宅の提供

【入居について】

- 住宅が滅失し、もしくは著しく損壊したため居住ができない方
- 避難指示の発出等により緊急に住宅からの避難を余儀なくされている方
- 福島県に在住の方で自主的に避難を希望されている方

【家賃・敷金】無償

【受付窓口】支援総合相談所(市役所内)

【実績】提供戸数:505戸

申込件数:267件

契約戸数:168戸

(10月26日現在)

②民間住宅の情報提供

【入居について】

【被災者への物件情報の提供】

- ①無償で提供していただける民間住宅を募集し、物件情報リストを作成
- ②窓口・電話相談により、物件情報を提供
- ③入居希望者から所有者に連絡し、契約行為は当事者間で行う

【家賃・敷金】無償

【受付窓口】大阪市立住まい情報センター

【実績】提供戸数:160戸

紹介件数:23件

契約戸数:9戸

(10月26日現在)

③入居後の生活支援

【支援内容】

- 照明器具・ガスコンロ・エアコン(市営住宅のみ)、毛布を提供
- 市及び区の社会福祉協議会と連携し、企業・市民等からの寄付により、生活物品(布団・洗面道具・食事用品・日用品等)を提供

【被災者情報の共有化】

- 入居者情報を、本人の同意を得て、各種支援を行う市民局、健康福祉局、社会福祉協議会等へ提供
- 避難元の自治体が避難者に情報発信するため、ご自身の情報を「全国避難者情報システム」へ登録していただくよう依頼

震災対策への取り組み(住宅・建築関係)

(1) 住宅・建築物の耐震化促進等

○耐震診断・改修補助事業 [資料 3:p.1]

民間住宅の耐震化を促進するため、一定要件を満たすものについて耐震診断・改修費に対する補助を行うとともに、耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、パンフレットの配布や広報を行うほか、市民向け個別相談会や耐震診断技術者向けの講習会を実施

○大阪市耐震改修支援機構 [資料 3:p.1]

耐震改修をより一層促進するため、建築関係団体等と連携し、平成 20 年度に設立した「大阪市耐震改修支援機構」において、耐震化に関する相談会やセミナー等の開催や耐震診断・改修の実績がある事業者の紹介を実施

○防災力強化マンション認定制度 [資料 3:p.14]

耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導

(2) 密集住宅市街地等における住環境の整備

○民間老朽住宅建替支援事業 [資料 3:p.2]

都市の防災性の向上と住環境の改善を図るため、建替えに対する相談サービスや建設費補助、老朽住宅の除却促進等の様々な支援メニューにより、民間老朽住宅の自主更新を促進

○地域連携による防災性向上支援事業 [資料 3:p.3~4]

優先地区において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や地域の主要生活道路沿道の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備を実施

○都市防災不燃化促進事業 [資料 3:p.4]

大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、避難時の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図るため、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に、建設費の一部を補助

○密集住宅市街地整備のモデル事業の推進 [資料 3:p.5]

生野区南部地区及び西成地区において、老朽住宅の建替促進や狭あい道路の拡幅整備に加え、住宅地区改良事業を限定的に活用しながら、住宅建設と道路・公園等の公共施設整備を一体的に推進

(3) 東日本大震災以降の新たな取り組み

○津波避難ビル（次頁参照）

一定の基準（原則としてRC造又はSRC造、新耐震基準をクリア、3階以上）を満たす建築物を、津波時に避難できる施設として確保

○先導的な都市型エコ住宅を提案・建設する事業者を募集（次頁参照）

東日本大震災と原発事故の影響によりエネルギー問題が顕在化したことを受け、エネルギー・セキュリティの確保といった新たなエネルギー政策の一環として、スマートハウスの普及促進を図るため、市有地をプロポーザル方式により売却し、先導的な都市型エコ住宅のモデルとなる戸建住宅を提案・建設する事業者を公募

○津波避難ビルの確保

【津波避難ビルの概要】

- 一定の基準(原則としてRC造又はSRC造、新耐震基準をクリア、3階以上)を満たす建築物を、津波時に避難できる施設として確保する。
- 公共施設については速やかに指定を行う。民間施設については、区役所、地域が連携して、施設管理者と順次、協定を締結する。

対策エリア：10区

西淀川、此花、港、大正、住之江、西成、淀川、福島、西、浪速



○先導的な都市型エコ住宅を提案・建設する事業者を募集

【目的】

新たなエネルギー政策の一環として、スマートハウスの普及促進を図る

【概要】

市有地(約 2,900m²)をプロポーザル方式により売却し、先導的な都市型エコ住宅のモデルとなる戸建住宅を提案・建設する事業者を公募

【スケジュール】

平成 23 年 11 月

募集要項の発表・公募開始

平成 24 年 5~6 月

応募案の締切・優秀案の選定・事業者決定

【求める提案】

○戸当り敷地面積 80m²以上

○住戸数 20戸以上(戸建て)

○可能な限り以下の 3 電池を備えた住宅を計画すること。

- ・太陽電池(太陽光発電システム)

- ・燃料電池(コーチェネレーションシステム)

- ・蓄電池

○通風、採光の工夫など機器に頼らない省エネ対策も行うこと。

○国土交通省の定める「長期優良住宅」の認定を受けること。

計画対象地(売却予定地)の概要

○所在地

大阪市鶴見区横堤 4 丁目 121 外

○売却対象面積

2,899.85m²

○地域地区

市街化区域 第1種住居地域、準防火地域

○都市計画で定める建蔽率・容積率

80%・200%

